

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市

移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県地域創生戦略及び姫路市総合計画に基づき、姫路市内へ移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行う「ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業」において、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から姫路市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、移住支援金を交付するに当たり、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号の要件を満たし、第2号から第6号までの要件のいずれかを満たす者とする。ただし、交付対象者が2人以上の世帯（以下「複数世帯」という。）に属する場合にあっては、第7号に掲げる要件についても満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(イ) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年に実施した国勢調査の結果と令和2年に実施した国勢調査結果を比較して人口が10%以上減少した市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
 - b 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、通勤期間の算定については、東京23区内の大学等への通学期間（修業年限を上限とし、高等専門学校の場合は2年を上限とする。）を通勤期間に通算することができる。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- a 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内への通勤をしていたこと。
 - b 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内への通勤をしていたこと。この場合において、通勤期間の算定については、東京23区内の大学等への通学期間（修業年限を上限とし、高等専門学校の場合は2年を上限とする。）を通勤期間に通算することができる。
- イ 移住先に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。
- (ア) 平成31年4月1日以後に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、当該移住支援金に係る県に対する国の地方未来交付金の交付決定の日が、転入後1年を経過する日よりも後になる場合は、当該交付決定があった日から、当該日の属する年度の4月1日から転入後1年を経過する日までの日数が経過するまでの間は、申請を行うことができる。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して姫路市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 過去10年以内に移住支援金を受給した者（以下「移住支援金受給者」という。）が属する世帯の世帯員でなかったこと。ただし、次に掲げる場合を除く。

a 移住支援金の申請時において、当該移住支援金受給者が移住支援金を全額返還している場合

b 当該移住支援金受給者が移住支援金の申請を行った時点で当該移住支援金受給者が所属する世帯の18歳未満の世帯員であった者であって、移住支援金の申請時において次のいずれの要件を満たす場合

(a) 移住支援金受給者が移住支援金の申請を行った日から5年以上が経過していること。

(b) 満18歳以上であること。

(エ) その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 勤務地が兵庫県内に所在すること。

イ 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

(3) 前号にかかわらず、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略2020改訂版（令和2年12月21日閣議決定）に基づき内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者にあつては、就職に関する要件として、前号ア、ウ、オ及びカに掲げるもののほか、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等の離職することが前提でないという要件の全てに該当すること。

(4) テレワークに関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 所属先の事業所へ原則通勤することなく移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先の企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 1年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 姫路市や地域の人々と関わりを有する者に関する要件として、次のいずれにも該当すること。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 姫路市に通算して3年以上居住している者

(イ) 姫路市に転入した日が属する年度の前年度及び前々年度に姫路市へふるさと納税を行った者

イ 農業、林業、水産業又は家業に就業する者であること。

(7) 複数世帯に関する要件として、次に掲げるものの全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31(2019)年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、予算の範囲内において、交付対象者が単身の場合にあつては600千円、交付対象者が2人以上の世帯に属している場合にあつては1,000千円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき1,000千円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、4月1日から2月末日までに移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(様式第2号又は様式第2号の2)
- (2) 就業時間の証明書(様式第2号の3。第2条第4号に掲げる要件を満たすテレワークを行う個人事業主に限る。)
- (3) 継続就業及び定住に係る調査同意書(様式第3号)
- (4) 本人確認書類
- (5) 第2条第1号の要件を満たすことを証する書類
- (6) 第2条第2号から第6号までの要件を満たすことを証する書類
- (7) 第2条第7号の要件を満たすことを証する書類(交付対象者が2人以上の世帯に属する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第4号)により、

当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を書面により申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 移住支援金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行った者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた後速やかに、移住支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求がなされたときは、申請から3か月以内に、交付決定者に移住支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書[再交付](様式第7号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の全部取消し及び全額返還)

第9条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、移住支援金の交付決定の全部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の内容を申請した場合
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に姫路市から転出した場合
- (3) 就業の場合にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件

を満たす職を辞したとき

(4) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定の全部を取り消した場合において、既に移住支援金が支払われているときは、その全額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(交付決定の一部取消し及び半額返還)

第10条 市長は、交付決定者が、移住支援金の申請日から3年以上5年以内に姫路市から転出した場合は、移住支援金の交付決定の一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定の一部を取り消した場合において、既に移住支援金が支払われているときは、その半額について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(返還の特例)

第11条 交付決定者が、第9条第1項第2号又は第10条本文に規定する場合において、姫路市から兵庫県内の他の事業実施市町へ転出したときは、第9条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により返還すべき額の4分の3については返還を求めないものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行し、改正後の規定は、令和2年12月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（宛先）姫路市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱（以下「本要綱」という。）に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない。）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
移住支援金の種類	就業	起業		
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「兵庫県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
別紙3「兵庫県移住支援事業に係る申請要件」に記載された内容について	A. 該当する	B. 該当しない
申請日から5年以上継続して、姫路市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 姫路市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所・現住所への転入日

転出元住所	〒
転入日	

（裏面あり）

- 5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴
 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

- 6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

- 7 移住支援金の振込口座

振込先金融機関名	銀行 (金庫)		支店
金融機関・支店番号		口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 本人名義の口座に限る。

管理コード (兵庫県及び姫路市使用欄) (求人管理番号又は【起業】管理コード等)	
---	--

<添付書類>

【全ての方】

写真付き身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
 住民票除票又は戸籍附票の写し (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
 移住支援金の振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し (振込口座の情報が確認できるもの)

【東京23区への通勤者であった方】

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【東京23区に通勤していた法人経営者であった方】

履歴事項全部証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
 (上記提出不可の場合) 業務委託契約書、法人設立届出書の控え、法人税の納税証明書等
 (必要に応じて複数年度分)

【東京23区に通勤していた個人事業主であった方】

開業届の写し等 (移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)
 (上記提出不可の場合) 業務委託契約書、納税証明書等 (必要に応じて複数年度分)

【東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であった方】

卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

【世帯向けの金額を申請する場合】

移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在勤地を確認できる書類)

【移住支援金(就業)の場合】

就業先企業等の就業証明書 (移住後に証明された、応募日や雇用形態等を確認できる書類)

【移住支援金(テレワーク)の場合】

- 企業に雇用されている方
 所属先企業等の就業証明書 (移住後に証明された、自己の意思等を確認できる書類)
- 個人事業主
 就業証明書、就業時間の証明書 (移住後に本人が証明した書類)
 開業届の写し又は確定申告書の写し
 業務委託契約書等 (移住後に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)
 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類
 (売上台帳の該当部分、通常の入金記録及び請求書の写し、確定申告書の写し※等)
 ※確定申告に必要な帳簿や売上記録などの写しを含む。
 (例) 総勘定元帳、売上台帳、収支内訳書、請求書や領収書の写しなど、
 売上や収支の状況が確認できる書類。
- 法人経営者
 所属先企業等の就業証明書
 履歴事項全部証明書

【移住支援金(関係人口)の場合】

就業先企業等の就業証明書 (移住後に証明された、就業していることが確認できる書類)

【移住支援金(起業)の場合】

起業家支援事業(社会的事業枠) 交付決定通知書の写し

様式第 1 号別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本要綱第 8 条の規定による報告及び立入調査について、姫路市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、本要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に姫路市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合のみ) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合：半額

ただし、2 (2) 及び (5) について、姫路市から県内の他の事業実施市町や、西宮市北部地域(西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域)へ転出した場合は、返還すべき額の 4 分の 3 について返還を求めないものとする。

別紙2

本要綱に係る個人情報の取扱い

姫路市は、本要綱に基づく事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するとともに、当該事業を協働して行う兵庫県に提供します。

また、姫路市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

別紙3

移住支援金に係る申請要件の該当状況について

移住支援金の申請に当たっては、次の（１）及び（２）のいずれにも該当している必要があります。

（１）次のいずれかに該当している。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(b) 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等に通学していたことを含む。）。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住し、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(a) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区への通勤をしていたこと。

(b) 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であって、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区への通勤をしていたこと（東京23区内の大学等へ通学していたことを含む。）。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

c その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（宛先）姫路市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
上記勤務先所在地 で勤務した期間	年 月 日～ 年 月 日（又は現在に至る）
雇用保険 適用事業所番号	
勤務先電話番号	
求人管理番号	※マッチングサイトへの求人登録の際に発行された番号をご記入ください。
勤務者からの応募 受付年月日	
就業年月日	
雇用形態 ※マッチングサイ ト掲載求人の場合	週20時間以上の無期雇用
※プロフェッショナル人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、姫路市の求めに応じて、姫路市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(宛先) 姫路市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
上記勤務先部署の所 在地で勤務した期間	年 月 日～現在に至る
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
交付金による 資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業による資金提供をしていない

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、姫路市の求めに応じて、姫路市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

継続就業及び定住に係る調査同意書

年 月 日

（宛先）姫路市長

私は、ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱第9条第1項第1号から第3号まで及び第10条第1項に規定する継続就業及び定住の状況について、姫路市が私の就業先、関係機関等に調査することに同意します。

フリガナ _____

名前 _____ 印

性別 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

住所 〒 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

令和 年 月 日

様

姫路市長 清元 秀泰 印

兵庫県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で姫路市以外の市区町村に転出した場合：全額（※）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合：半額（※）
- （※）姫路市から県内の他の事業実施市町や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。
- 2 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

（宛先）姫路市長

請求年月日 年 月 日

移住支援金交付請求書

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を請求します。

1 請求者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	印	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 交付請求額（交付決定額）

移住支援金	_____ 円
-------	---------

<添付書類>

移住支援金交付決定通知書又は移住支援金交付決定通知書〔再交付〕の写し

様式第6号（第7条関係）

（宛先）姫路市長

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

ひょうごで働こう！UJIターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦 年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口		

3 再交付申請の理由

--

管理コード（兵庫県及び姫路市使用欄） （求人管理番号または【起業】管理コード）	
--	--

<添付書類>

【就業・テレワーク・関係人口の場合】就業証明書（移住支援金の申請用）

【起業の場合】起業家支援事業（社会的事業枠）交付決定通知書の写し

年 月 日

様

姫路市長

印

兵庫県移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書 [再交付]

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

○振込日 移住支援金 _____ 円
年 月 日

(備考)

- 1 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で姫路市以外の市区町村に転出した場合：全額（※）
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に姫路市以外の市区町村に転出した場合：半額（※）
- (※) 姫路市から県内の他の事業実施市町や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。
- 2 姫路市は、ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード (求人管理番号または【起業】管理コード)	
-------------------------------	--